

令和7年度

土浦市 産後ケア事業のご案内

出産後、心身の不調や養育不安があるお母さんに、心身のケアや保健指導を行い、産後の生活を支援します。



【対象者、ケアの内容、事業の種類】

利用できる方（事業対象者）	ケアの内容	事業の種類
<p>① 土浦市に住民登録がある生後1歳未満の赤ちゃんとそのお母さんと、産後ケアを必要とする者。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出産後、育児不安や気分の落ち込み等がある方・ 出産後、体調不安等がある方・ 授乳がうまくできないなど、お子さんの養育等に保健指導を必要とする方 等 <p>※赤ちゃん・お母さんともに医療行為が必要な場合は、利用できません。</p>	お母さんの健康管理・生活指導、乳房ケア、沐浴・授乳指導、赤ちゃんの健康管理・ケアなど	短期入所型 通所型 居宅訪問型
<p>② 土浦市に住民登録があり、流産、死産、人工妊娠中絶等により妊娠を継続しなくなった日から1年未満で、グリーンケアを必要とする方</p>	助産師がお話を伺い、心身の不調や乳房ケアなど、必要に応じた支援をします。	居宅訪問型

【実施施設と概要】 裏面をご覧ください

【利用料金（自己負担額）について】

各施設等の定める金額の1割から、1日あたり上限2,500円を減免した額（裏面表参照）
（非課税世帯・被保護世帯の場合は、自己負担が免除されます。多胎児加算は市が負担します。）

【利用上限】

1回の出産につき7日以内（多胎産婦の方は10日以内）

※他市町村等で産後ケア事業を利用した場合はその期間を含む

【利用の流れ】

- 1 こども包括支援課 母子保健係に、お電話等で事前にご相談ください。
- 2 家庭訪問または市役所窓口で、利用申請をしてください。申請時に保健師・助産師が面談をします。（利用1回ごとに申請・面談が必要です）
- 3 当課で産後ケア施設等と日程の調整を行います。
- 4 承認後、決定通知書を交付します。
- 5 産後ケアを利用します。利用の際に、決定通知書を提示してください。
利用料金は施設（居宅訪問型の場合は助産師）へ直接お支払いください。



【問合せ先】

土浦市 こども包括支援課 母子保健係

〒300-8686

土浦市大和町9番1号（土浦市役所1階）

平日 8時30分から17時15分まで

電話：029-826-1111（内線2511）